

別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項）

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	0.2
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあつては、ほう素として 230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ふっ素として 8 海域に排出される場合にあつては、ふっ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
ダイオキシン類	10
フェノール類	フェノールとして 0.5
銅及びその化合物	銅として 1 (3)
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1 (2)
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	鉄として 3 (10)
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	マンガンとして 1
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 1
クロム及びその化合物	クロムとして 2
1,4-ジオキサン	0.5

- 備考 1 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）の項における（ ）内は、新設以外の場合の許容限度とする。
- 2 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 3 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 5 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 6 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
- 8 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあつては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うものとする。）
 - (2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
 - (3) 有機燐化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあつては規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては環境庁告示第64号付表2に掲げる方法
 - (4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあつては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあつては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）
 - (5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1に定める方法）又は規格K0102の65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格K0107-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
 - (6) 砒素及びその化合物 規格K0102の61に定める方法
 - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
 - (8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
 - (9) ポリ塩化ビフェニル 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
 - (10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (14) 1,2-ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (15) 1,1-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (16) シス-1,2-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (17) 1,1,1-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (18) 1,1,2-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (19) 1,3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）

- (21) シマジン 環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 (ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても 100 mL とする。)
- (22) チオベンカルブ 環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 (ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても 100 mL とする。)
- (23) ベンゼン 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.2 又は 5.4.2 に定める方法
- (24) セレン及びその化合物 規格 K0102 の 67 に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物 規格 K0102 の 47 に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物 規格 K0102 の 34.1、34.2 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注⁽⁶⁾) 第 3 文を除く。) に定める方法及び環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
- (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格 K0102 の 42.2、42.3、42.5 又は 42.6 に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 (ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格 K0102 の 43.2.1 (C) 12) 及び C) 13) の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。) 又は 43.2.3 (C) 7) 及び C) 8) を除く。) に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数 0.2259 を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)
- (28) ダイオキシン類 規格 K0312 に定める方法
- (29) フェノール類 規格 K0102 の 28.1 に定める方法
- (30) 銅及びその化合物 規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法
- (31) 亜鉛及びその化合物 規格 K0102 の 53 に定める方法
- (32) 鉄及びその化合物 規格 K0102 の 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法
- (33) マンガン及びその化合物 規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法
- (34) ニッケル及びその化合物 規格 K0102 の 59 に定める方法
- (35) クロム及びその化合物 規格 K0102 の 65.1 に定める方法
- (36) 1,4-ジオキサン 環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法